



厚生労働省

沖縄労働局  
Okinawa Labour Bureau

平成27年12月7日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

事業主の皆様へ

## 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報 を取り扱うに当たっての留意事項が改正 されました

標記について、事業主が講ずべき措置を示しておりましたが、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度等の導入が義務付け(50人未満の労働者を使用する事業者は当分の間努力義務)となったことを踏まえて、関係する内容について改正を行い、**平成27年12月1日より適用すること**となりましたのでお知らせいたします。

改正内容の新旧対照表等については以下のとおりです。

○「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」

[別紙1 新旧対照表](#)

[別紙2 改正留意事項](#)

↑[クリックしてください。](#)↑

